

令和3年度（2021年度）
第3回北海道政策評価委員会
会 議 録

日 時：令和3年（2021年）11月9日（火） 10:30～11:20
場 所：北海道第二水産ビル4階 4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	石井 吉春	北海道大学客員教授
副会長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
委 員	大賀 京子	北海道教育大学教育学部札幌校准教授
委 員	葛西 さとみ	行政書士カサイ・オフィス
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	嘉藤 裕一	公募委員
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	武岡 明子	札幌大学地域共創学群教授
委 員	中前 千佳	(一社) 北海道開発技術センター主任研究員
委 員	村上 裕一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授
委 員	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授

【事務局(北海道)】

北海道総合政策部計画局長

上田 晃弘

北海道総合政策部計画局計画推進課長

川村 秀明

ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 令和3年度政策評価の(案)について

ア 基本評価

(事務局より資料1～2に基づき説明。)

【石井会長】

(基本評価専門委員会における主な審議内容について追加説明)

- ・ 政策の柱の評価については、今年度から取組を開始した。
- ・ 各委員が基本評価調書及び政策評価調書をもとに政策の評価を実施し、8月から9月にかけては、事前質問票により関係部局との質疑等を行い、10月中旬には、4名の委員が担当する政策の柱について担当部局からのヒアリングを行った。
- ・ 今月1日に開催した第3回基本評価等専門委員会では、ヒアリング等を踏まえ、各委員から担当の政策の柱の評価について講評と意見付与案について説明があった。
- ・ 各委員の個々の意見については先ほど事務局から説明があったとおりであるが、「総合計画に設定される指標や政策の現状・課題と、施策評価の積み上げとしての進捗状況に乖離が見られることから、整合を図る必要がある」、「総合計画に掲げる政策と構成する施策との関連性が明瞭になっていないものがあり、体系を整理すべき」、その他、「各施策における指標の設定について、目標の達成状況の把握のために、より適切な指標を検討する必要がある」などの議論があった。
- ・ これら議論を踏まえ全体意見案としては、資料の案で説明のあったとおり、総合計画に掲げる政策の実現に向けた評価をすることと意見を付与することとした。
- ・ その他、指標についても、より適切な指標の設定が必要とのことで意見付与することとした。
- ・ 今年度から始まった評価のため、不整合はあり得ると思われ、また、コロナ禍で、想定していた手法、手順の全てを行うことができなかつたこともあり、来年度以降、改善し評価の質を高めていくことが必要である。
- ・ また、今年度は、政策の柱の評価、施策評価、事務事業評価の全てを網羅して行っているが、政策の柱の評価をする本来の趣旨からは、政策の柱の評価に委員会における評価の軸に置き、施策評価、事務事業評価をどのように効率的に実施するかも今後の課題になる。
- ・ 今回はそれぞれで評価を行ったが、各評価の整合性や手法についても来年度以降は検討が必要であり、そのことも含めて政策の柱の評価の適切な手法の構築について今後、議論していきたい。
- ・ 政策の柱の評価の総合判定は指標の数値をもとに算出していたが、実態と乖離しているとの議論もあり、委員の意見では少し踏み込んだ記述もあるが、本来はどのような手法で評価するかの問題であり、これについても初年度の不十分な点と認識してもらい、来年度以降どのように整合的に進めるかの課題として検討を進め、より適切な評価にしたい。
- ・ 委員会としては、政策の柱の評価が数年かけてでも取り組むべき大きなテーマになると思っているので、委員には引き続き、ご協力をお願いしたい。

《その他意見等なし》

- ・ 見直すべき課題については、今後、検討することとするが、基本評価の結果に関する報告については、案のとおり了承することによろしいか。

《異議等なし》

(1) 令和3年度政策評価の(案)について

イ 公共事業評価

(事務局より資料4～5に基づき説明。)

【内田副会長】

(公共事業評価専門委員会における主な審議内容について追加説明)

- ・ 公共事業評価専門委員会については、7月28日に第4回専門委員会を開催して再評価を実施する106地区を決定した。
- ・ 併せて、今年度の実施方針に基づき、前回評価から10億円以上の増額地区を、原則として評価対象とする「個別評価」39地区と、それ以外の「一覧表評価」67地区に区分し、個別評価39地区について、委員全員でヒアリングなどを行う「全員評価地区」4地区と、各委員がヒアリングなどを行う「委員担当地区」35地区の分担を決めた。
- ・ 9月中旬から10月上旬にかけてヒアリングを実施し、「全員評価地区」1地区は現地調査も実施した。
- ・ 先月27日と今日2日の2日に分けて開催した第5回専門委員会では、ヒアリング等を踏まえ、各評価対象地区の論点を明確にし、事業の進捗状況、事業を推進する上での課題、事業の達成見込みなどの評価の視点から厳格に審議を行った。
- ・ 審議の結果、今回、再評価を行った106地区全てにおいて「事業を継続することは妥当」との評価結果となったが、農政部所管の農業農村整備事業全般については、専門委員会として意見を付すこととした。
- ・ 具体的な付帯意見の内容は先ほど事務局から説明があったとおりであるが、意見を付けることとなった理由としては、公共事業評価専門委員会ではある程度の事業期間の延長や事業費の増額がやむを得ないと想定している理由が2点ある。
- ・ 1点目は国費による財源がないと、ボーリング等の詳細な調査ができなく、実際に詳細設計をする段階で想定していたほど地盤が強くないなどの不可避的な理由で事業の費用が増額することがある。
- ・ 2点目は、労務資材単価が上昇すると、各年度の予算、事業量が限られているので、事業期間の延長や事業費の増額の要因となる。
- ・ しかし、今回、意見を付すとした農政部の事業の中には、例えば、事前評価が行われた後に、農家の追加の参入により事業量が増えた場合や、事前評価後に高齢化により8戸の受益農家が撤退するに至った事業があり、本来、農家の増減が十分に議論、計画されていれば起こらないと思われる事業量の増減で、十分なガバナンスが効かせられていないと思われる理由での増減があった。
- ・ また、ある自治体では、農地整備を行う中で、想定より効果が大きかったため追加で農地整備をするような事業量の増加もあった。
- ・ その同じ地区では、湿原の近くで、明らかに軟弱地盤であると分かるような地域に

牛舎を建設する事業であるにも関わらず、事業採択時は杭を打つことを想定しておらず、採択後に、杭を打つために大幅な事業費の増額があったと説明があったが、土木の専門であれば事前に想定するべきものが、盛り込まれていない事業があった。

- ・ そのため、説明のあった付帯意見を付与することとした。
- ・ その他、第5回専門委員会での発言としては、道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業）美蔓高倉第2地区の審議において、畑に水をまくための末端散水施設について、同一事業にも関わらず、地区によって整備方針が大きく異なっているため、組織として反省した上で見直しを図ることとの厳しい意見があった。
- ・ また、広域河川改修事業費剣淵川地区について、事業特性による事業の長期化は理解できるが、完了時に改修済み区間の再改修が必要になるといった事態にならないこと、再評価の度に事業期間を延伸するのであれば「事業達成の見込み」に関わる判定の判断根拠を示すこと、事業期間が長い地区の評価手法を建設部において検討することとの意見があった。
- ・ さらに、道営土地改良事業費の農地整備事業と草地畜産基盤整備事業の審議において、不明瞭な説明や回答があったため、専門委員会の審議では根拠となる資料等を提示して、合理的、論理的、客観的な説明を行うことなどの発言があった。
- ・ このように専門委員会としては、ヒアリングや現地調査を踏まえ、事業の進捗状況、事業を推進する上での課題、事業の達成見込みなどの観点から審議を行った結果、今回、再評価を行った106地区全てについて「事業を継続することは妥当」と判断したが、農業農村整備事業全般については意見を付すこととした。
- ・ 一方、令和2年度の事前評価については、5月20日に開催した第1回専門委員会において、建設部所管の治水ダム建設事業費1地区が関係機関との協議が整い次第、審議を行うこととなった。
- ・ 関係機関との協議が整ったことから、先月5日にヒアリングを実施し、今月2日に開催した第5回専門委員会では、ヒアリング等を踏まえ、論点を明確にし、事業の必要性、事業内容等の適切性、事業効果といった評価の視点を念頭に、厳格に審議を行いました。
- ・ 審議の結果、「要望を行うことは妥当」と判断した。
- ・ 公共事業評価専門委員会の審議経過等については、以上。

【石井会長】

- ・ 公共事業評価専門委員会において、十分な議論を行った結果だと思っている。
- ・ 今年度から再評価の対象要件を見直したことも公共事業評価においては大きな見直しであり、再評価逃れができない仕組みとして、一定程度期間が経過したもの、事業費が増額となった事業は漏れなく対象とすることを徹底した要件となっている。
- ・ 結果として評価対象の件数は増えたが、このような要件で評価対象とされる形が定着することで、担当部局の意識も大きく変わることも期待されると思うので、公共事業評価においては、引き続きよろしくお願ひしたい。

《その他意見等なし》

- ・ その他意見がなければ、公共事業評価の結果に関する報告については、案のとおり了承することによろしいか。

《異議等なし》

3 その他

【嘉藤委員】

- ・ 基本評価と公共事業評価については説明を受けたとおりであるが、今年度、特定課題評価は実施する予定なのか、確認したい。

【事務局】

- ・ 今年度の基本方針において、特定課題評価については、全庁的な観点から政策課題を選定できる手法の検討を行った上で、必要に応じて対応すると整理している。
- ・ 本日は令和3年度の政策評価結果の審議をいただいたが、特定課題評価の手法については後日、事務局で検証した結果等を含めて、基本評価等専門委員会において議論いただくことを考えている。

【石井委員長】

- ・ 時間的な制約があるが、手法の検討の議論は今年度行う必要がある。

4 閉会

【事務局】

- ・ ご指摘いただいた課題等については、対応状況を検討し、今後の政策評価に適切に反映するように努めてまいります。
- ・ 本日も審議いただいた令和3年度政策評価の結果については、11月下旬に開催する道議会の各常任委員会へ報告するほか、行政情報センター、各（総合）振興局の行政情報コーナーで縦覧に供することとしている。
- ・ また、道のホームページなどにも掲載し、多くの道民の皆様にご覧いただけるように公表していく予定としている。